

技術検定合格証明書 再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

申請日 令和 年 月 日

殿

ふりがな

氏名

本籍	
住所	(〒)
電話番号	
生年月日	年 月 日

検定種目・区分	(級)	(種目)	(種別)	(区分)
		造園施工管理	—	
合格証明書の交付年月日		年 月 日		
合格証明書番号				

再交付申請の理由

再発防止策

※収入印紙添付欄 (2,200円)

【注意事項】

- 不正に取得した証明書を利用して経営事項審査の申請や建設業許可を受ける行為は6月以内の懲役又は100万円以下の罰金、不正に証明書を取得した者を主任技術者や監理技術者として配置する行為は100万円以下の罰金、経営事項審査の申請や監理技術者資格者証の交付にあたり合格証明書を偽造し申請する行為は懲役1年以上10年以下の刑罰が課される犯罪行為です。
- 滅失による再交付を受けた後に証明書が発見された場合は、発見された証明書を地方整備局等に返却する必要があります。
- 損傷による再交付を受ける場合は、損傷した合格証明書の返納が必要です。合格証明書の添付がないものは受理できません。
- 技術検定合格証明書の再交付は技術検定に合格した本人のみが申請することができます。本人以外(会社等)の申請は受理できません。
- 再交付手数料として2200円の収入印紙の添付が必要です。消印をしたもの、添付のないもの、都道府県の収入証紙や郵便切手、登記印紙は受理できません。
- 本人及び住所確認書類として、以下①～⑤のいずれかの写しの添付が必要です。添付のないもの、その他の証明書は受理できません。
 - 運転免許証(表面及び裏面。有効期限内のもの)
 - 監理技術者資格者証(表面及び裏面。有効期限内のもの)
 - 住民票の写し(提出日時時点で市区町村の発行から6ヶ月以内のもの。個人番号(マイナンバー)の記載がある場合はマスキング。写しのコピーでも可。)
 - マイナンバーカード(表面のみ。カードの有効期限内のもの)
 - 在留カード(表面及び裏面。有効期限内のもの)
- 本人確認書類に記載の住所以外への送付はできません。本人の住所以外が記載されたものは受理できません。
- 前回交付時から氏名に変更のある場合は、書換申請を同時に行う必要があります。
- 再交付申請の理由が滅失、損傷以外の場合は受理できません。
- 滅失による再交付申請の場合、理由の欄に滅失の際の具体的な状況が記載されていないものは受理できません。
- 再交付理由に疑義がある場合、申請者本人に対し地方整備局等に出頭し事情の説明を求めます。
- 再交付申請が2回目以降の場合は、再発防止策の記載が必要です。記載のないものは受理できません。
- 合格証明書の交付者に係る個人情報、証明書の交付に関する事務のほか、公共工事の発注者における建設業者の資格審査等に使用することがあります。

記入例

技術検定合格証明書 再交付申請書

技術検定合格証明書の再交付を受けたいので、申請します。

関東地方整備局長 殿

申請日 令和 5 年 4 月 1 日

ふりがな	すずき いちろう (さとう)
氏名	鈴木 一郎 (佐藤)

本籍	青森県
住所	(〒 100-0013) 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
電話番号	090-0000-0000
生年月日	昭和 50 年 10 月 10 日

検定種目・区分	(級)	(種目)	(種別)	(区分)
	2級	造園施工管理	—	1次
合格証明書の交付年月日	令和 4 年 3 月 21 日			
合格証明書番号	123456789			

再交付申請の理由	滅失
平成30年に交付された合格証は自宅に保管していたが、令和5年1月に紛失を確認した。その後勤務先も確認したが発見されなかった。このため、2年前に転居した際に誤って処分してしまったものと推定される。	
再発防止策	今後は自宅の所定の位置に確実に保管し、処分しないようにする。

※収入印紙添付欄 (2, 200円)

氏名

合格者氏名を本人確認書類の表記のとおり記入して下さい。原則として証明書は本人確認書類の表記どおりに発行されます。(再交付と同時に氏名変更(書換え申請書の提出が必要)を行う場合は、変更後の氏名を記入してください。)

旧氏(旧姓)併記を希望される場合は、氏名の右横に角括弧書きで旧氏を記入し、旧氏が併記された以下の書類のいずれかを提出して下さい。ただし、住民票に旧氏の記載を行っていない場合は併記できません。

- ・住民票の写し
- ・マイナンバーカードの写し

本籍

現在の本籍地の都道府県名を記入して下さい。外国籍の方は

住所

本人確認書類に記載の住所を記載して下さい。合格証明書の送付先となるため、必ず郵便番号も記入して下さい。本人確認書類に記載の住所以外へは送付できません。

電話番号

合格者本人と日中確実に連絡が取れる連絡先(携帯電話など)を記入して下さい。

検定種目・区分

(令和3年度以降合格者のみ)

第1次検定合格証(技士補)を希望の方は1次を第2次検定合格証(技士)を希望される方は2次を選択して下さい。

交付年月日

合格証明書の最初の発行日を記入して下さい。(不明の場合は記入不要です。)

合格証明書番号

前回交付された合格証明書の番号を記入して下さい。(不明の場合は記入不要です。)

再交付申請の理由

損傷か滅失を選択し、滅失の場合は、その経緯と滅失理由を具体的に記入して下さい。損傷の場合は交付済みの証明書の返納が必要です。

旧姓の追記・変更・削除等、記載事項の変更を行うための再交付については、損傷を選択し、交付済みの証明書を返納してく

再発防止策

過去に一度でも再交付申請を行っている場合は、再発防止策を具体的に記入して下さい。

収入印紙を貼付して下さい。

※2, 200円必要です。

※消印がされたものは受理できません。

※収入証紙、切手、登記印紙等は受理できません。

技術検定合格証明書の再交付・書換え

問い合わせ先・提出先

地方整備局等	申請者の 現住所等所在 の都道府県名	造園施工 管理技士
北海道開発局 〒060-8511 札幌市北区 北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 011-709-2311	北海道	事業振興部 都市住宅課
東北地方整備局 〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 022-225-2171	青森・岩手・ 宮城・秋田・ 山形・福島	建政部 都市・住宅整備課
関東地方整備局 〒330-9724 さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎二号館	茨城・栃木・ 群馬・埼玉・ 千葉・東京・ 神奈川・ 山梨・長野	建政部 都市整備課 048-600-1907
北陸地方整備局 〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 025-280-8880	新潟・富山・ 石川	建政部 都市・住宅整備課 025-280-8755
中部地方整備局 〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	岐阜・静岡・ 愛知・三重	建政部 都市整備課 052-953-8573
近畿地方整備局 〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 06-6942-1141	福井・滋賀・ 京都・大阪・ 兵庫・奈良・ 和歌山	建政部 都市整備課
中国地方整備局 〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15 082-221-9231	鳥取・島根 岡山・広島 山口	建政部 都市・住宅整備課
四国地方整備局 〒760-8554 高松市サンポート3-33 087-851-8061	徳島・香川・ 愛媛・高知	建政部 都市・住宅整備課
九州地方整備局 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎 092-471-6331	福岡・佐賀・ 長崎・熊本・ 大分・宮崎・ 鹿児島	建政部 都市整備課
沖縄総合事務局 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 098-866-0031	沖縄	開発建設部 技術管理課